

## 中国で個人情報越境標準契約（中国版 SCC）弁法が公布

2023年3月2日

弁護士 辻 晃平

2023年2月24日、中国の国家インターネット情報弁公室は、個人情報越境標準契約弁法を公布しました。

2021年11月1日に施行された中国個人情報保護法第38条第1款は、個人情報処理者が中国国外に個人情報を提供する場合に満たすべき要件の一つとして、「国家インターネット情報弁公室が制定した標準契約に従い、国外のデータ輸入者との間で契約を締結し、両当事者の権利及び義務を取り決める場合」が挙げられています（同(3)項）。当該標準契約（中国版 SCC）に関する規定（意見募集稿）についてのパブリックコメント手続が2022年6月末から7月末にかけて実施されたことは既報のとおりです（詳細についてはニュースレター「[中国で個人情報越境標準契約規定（中国版 SCC）についてのパブリックコメント手続が開始](#)」（2022.7.1）をご参照ください）。

本弁法は、個人情報処理者が国外受領者と個人情報越境標準契約（中国版 SCC）を締結することによって中国国外に個人情報を提供する場合の規律を定めたもので、本文と別紙（中国版 SCC）によって構成されています。いずれも内容は意見募集稿と大きく変わるものではありません。

なお、上記標準契約を用いた個人情報の越境が認められるためには、前提として、越境を行おうとする個人情報処理者が以下の要件を満たす必要があることに注意する必要があります（個人情報越境標準契約規定第4条）。

- ① 重要情報インフラ運営者でない。
- ② 100万人未満の個人情報を処理している。
- ③ 前年1月1日からの個人情報の国外提供の累計が10万人未満である。
- ④ 前年1月1日からの機微個人情報の国外提供の累計が1万人未満である。

本弁法は、2023年6月1日から施行することとされており、本弁法の施行前に既に行われた個人情報越境活動が本弁法の規定に準拠していない場合、本弁法の施行日から6か月以内に是正を完了しなくてはならないとされています。したがって、中国に拠点を有する等して中国から国外に個人情報の越境活動を行っている日本企業においては、6か月の猶予期間が満了する11月30日までに、中国版 SCC に準拠したデータ移転契約を締結した上で当該契約の発効日から10営業日以内に当局に届出を行う必要があることにご注意ください。

弁法及び標準契約（SCC）の日本語仮訳は、以下をご参照下さい。

- [\[仮訳\]個人情報越境標準契約弁法](#)
- [\[仮訳\]（別紙）個人情報越境標準契約](#)

ニュースレターの配信登録は[こちら](#)です。  
バックナンバーは[こちら](#)でご覧いただけます。

牛島総合法律事務所  
<https://www.ushijima-law.gr.jp/>